

久喜市空き家 利活用補助金

市内の空き家を地域コミュニティ施設へ改修する工事を行う場合、費用の一部を補助します（上限50万円）。



～地域コミュニティ施設の例～
コミュニティカフェ、
こども食堂、集会所、
ギャラリー、〇〇教室 など
上記以外でも対象となる場合がありますので、ご相談ください。

※ 補助対象空き家で地域コミュニティ施設として10年以上利用することが必要です。

補助対象空き家とは…

- 1 久喜市内にあるもの
 - 2 住宅（事務所、店舗その他これらに類する住宅を含む。）で、おおむね1年以上居住又は使用されていないもの
 - 3 建築基準法の規定に違反していないもの
 - 4 耐震性が確保されているもの
（補助金により耐震改修工事を実施するもの）
 - 5 この補助金と同様の補助金を受けていないもの
- 上記項目のすべてに該当する空き家が対象です。

補助金額…工事に要する費用の3分の2の額で、上限50万円
令和6年度申請受付期間 令和6年12月2日（月曜日）まで

必ず申請前に交通住宅課に相談してください！！

【問合せ】

久喜市 市民部 交通住宅課 住宅係
住所 〒346-8501 久喜市下早見85-3
電話 0480-22-1111
メール kotsu@city.kuki.lg.jp



市ホームページ